

◆◇「障害支援区分」によって異なる利用可能な障害福祉サービス◇◆

《介護給付》

支援の必要性 小  大

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者包括支援	×	×	×	×	×	×	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	▲1	○
生活介護	×	×	▲2	○	○	○	○
施設入所支援	×	×	×	▲3	○	○	○

▲1…筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は利用可能

▲2、▲3…50歳以上は利用可能

《訓練等給付》

共同生活援助（グループホーム）＝原則非該当～区分6まで誰でも利用できるが、区分が必要となる場合がある。

- （1）利用者が「介護サービス」を希望する場合
- （2）利用者が「介護サービス」を必要とする障害状況である場合
- （3）グループホーム側で、利用者の区分を「3以上」などと限定して受け入れている場合（日中サービス支援型などのタイプ）